

医療費と介護保険の負担額が高額になったとき

高額医療・高額介護合算制度

問い合わせ

保健医療課 ☎2141

高額医療・高額介護合算制度とは

1年間の医療・介護保険の両方の自己負担額を合計し、自己負担限度額（世帯単位）を超えた場合は、超過金額が支給されます。支給の際は、それぞれの限度額に応じて按分され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

○高額介護合算療養費

…医療保険から給付

○高額医療合算介護（予防）サービス費

…介護保険から給付

自己負担額を計算するときの対象期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

申請の手続き

平成29年7月31日時点で加入の医療保険者に申請します。対象者には、申請案内を送っています。同封の申請

書に必要事項を記入のうえ、保健医療課または各支所へ申請してください。

平成28年8月1日以降に市外から転入した方、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方など、平成29年7月31日時点で加入していた保険者以外の医療保険および介護保険が対象期間中にある場合は、案内がなくても支給の対象となる場合があります。

対象期間の領収書などで、申請対象となるかを確認し、保健医療課または平成29年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

自己負担限度額

（年額・世帯単位、平成28年8月～29年7月）

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費などの支給を受けたものを除きます。

70歳未満の人

区分 (年間所得)	自己負担限度額 医療保険+介護保険
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
年間所得 210万円以下	60万円
市県民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人

区分		自己負担限度額 医療保険+介護保険
市県民税課税世帯	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
市県民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※ 自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。

(例)

夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般。1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。（合計金額は70万円）



年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額（14万円）をお返しします。

「地域福祉の推進等に関する包括連携協定」を締結

市と日本郵便株式会社
大竹市内郵便局

問い合わせ

地域介護課 ☎296226

11月27日、市内9つ全ての郵便局と地域福祉の推進等に関する包括連携協定を締結しました。

郵便局員が日常業務中に、高齢者や障害のある方の異変や、道路の損傷や不法投棄などに気付いた場合は、市に連絡し、市は必要な対応を行います。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、互いに連携し、協力します。



締結式で入山市長(右)と握手を交わす大竹栄町郵便局の星野局長(左)